

第 1046 回 高知市教育委員会 12 月定例会議案

1 開催日 平成 21 年 12 月 21 日(月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 59 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 60 号 高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について

4 報告

○平成 21 年 12 月高知市議会定例会について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	青少年課長	西 谷 進
	総務課長補佐	近 森 象 太
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 21 年 12 月 21 日(月) 午後 5 時 00 分～午後 5 時 20 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 5 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1046 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

まず、日程第 2 市教委第 59 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

青少年課長

2 ページをご覧ください。高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正についての趣旨ですが、春野地区の放課後児童クラブにつきましては、平成 22 年度から国の補助基準の開設日数 250 日を満たすため開設日を増やす必要があります。また、高知市域の他の放課後児童クラブと運営内容の統一を進め、調整を図るため規定の一部改正いたしたいと考えます。

併せまして、入会に関する規定を少し詳しく整備しました。内容といたしましては、(1)として、春野地区の放課後児童クラブの開設日、休業日を 250 日開設に合わせて改正をいたします。それと、1 日開設時の開設時間が春野地区の児童クラブは異なっておりますので、これを旧高知市と一緒にするということと、休会要件として児童数が一定の人数になると休会を検討するとしておりますが、春野地域と旧高知市の人数がちがいますので、これを一緒にしたいと思っております。

ただし、通常開設日の開設時間につきましては、春野地区が現在 6 時まで開設しておりまして、旧高知市は 5 時までになっています。これにつきましては、春野地区のサービスを維持するため現行のままといたしております。

(2)といたしまして、それとは別に、入会の基準、それから入会及び退会について手続き等をわかりやすく詳しく明記するという事で改正をいたします。

次に 4 ページ、5 ページの新旧対照表の方をご覧ください。新旧対照表の左側の旧のほうをご覧ください。第 3 条に開設日数のことを書いておりますが、開設期間は、旧高知市が 4 月 1 日から 3 月 31 日となっておりますが、春野地区の場合は、括弧書きで 4 月 8 日から 3 月 24 日までとなっていて、春休みを除いておりましたので、期間が短くなっております。これを削除いたしまして、旧高知市の開設期間と同じ 4 月 1 日から 3 月 31 日まででいたしたいと考えます。

次に、その下の第 2 項で年末年始のお休みですけれども、春野は 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までというふうになっておりました。これを旧高知市と同じ 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始の休みに統一しようとするものです。

次に、その下の第 4 項ですけれども、これは第 3 土曜日の開設に関する条項ですが、これを春野地域も第 3 土曜日を開設するようにしますので、第 4 項を削除いたします。

それから、第 3 条第 3 項に括弧書きで「春野児童クラブにあつては、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで」とあります。これは 1 日開設の開設時間なのですけれども、旧高知市は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっております。春野は、これが午後 4 時 30 分までとなっておりますので、こ

の括弧書きを削除いたしまして、旧高知市と同じ午前8時30分から午後5時までを1日開設時間とするよう改正したいものです。

それから、第4条の3の休会でございます。高知市の場合は入会希望者が15人以下となった場合は休会をすることがあるというふうになっておりますが、春野の方は10人未満となった場合に休会ということになっておりました。これを旧の高知市と同じ「15人以下となった場合に休会とすることがある」ということで統一をいたしたいと思えます。

それと、入会及び退会に関しまして、具体的に明記したということで、第4条、旧でいいます第4条の第1項から第3項までですが、これを新の右側の第4条の2の第1項から第5項まで詳しく手続き等について明記しました。

この規則改正については、以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等ございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第59号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第59号は原案のとおり決しました。

次に、日程第3市教委第60号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

青少年課長

8ページをご覧ください。「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」ですが、趣旨は、第1号様式の利用申請書の決裁欄が不備であったため、決裁欄を設けるものでございます。併せまして、同様式に許可番号欄を設けることとしております。

新旧対照表をご覧ください。第1号様式の上の欄の方に課長までの決裁欄をつけました。それとともに、その上に許可番号欄をつけるようにいたしました。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等をお願いします。

西山委員

決裁の手続きは非常に大事なことだと思いますが、この手順を踏むことで利用者側の時間が余分にかかることはありませんか。

青少年課長

一応、決裁が一度、課の方に回ってまいりますけれど、利用者の方につきましては、そのような時間のかかるようなことはなく、これは手続き上のことでして、実際に予約が入る場合には、先に仮予約ということで日程を押さえますので、利用者にご不便をかけることはございません。

澤田委員長

他にございませんか。

ほかにないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第60号「高知市工石山青少年の家条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第60号は原案のとおり決しました。

続きまして報告です。平成21年12月高知市議会定例会について事務局の説明をお願いします。

総務課長

12月8日に開会しました12月市議会定例会において出されました教育委員会にかかわる質問内容について簡単に報告させていただきます。

お手元に配布させていただいておりますA3の資料の3枚でございます。「平成21年12月議会個人質問概要について」です。ご覧いただいておりますように、大変たくさんの方が質問がございました。9月議会は22の質問がございましたが、今回は97というかつてない質問の数でございました。

また、質問の仕方もまとめて質問する総括方式から、一問一答方式を選択される議員さんが増え、緊張感も更に増してきたように感じたところでございます。

質問の主な内容でございます。詳しい内容につきましては、後ほどご覧いただくとしまして、特にその中で多く取り上げられたのが、全国学力学習状況調査が悉皆でなくなった場合についての質問、学力体力向上の取り組みに関する質問、子どもたちの授業に取り組む姿勢や家庭での学習の変化などについての質問などがございました。

また、特別支援教育の充実に関する質問、学校図書館司書の配置など、学校図書館教育の充実に関する質問、小一プロブレムへの対応など就学前と小学校との連携に関する質問、「学誉め条例」として、正式には「児童生徒を表彰する条例」を制定してはどうかとの質問、学校教職員の多忙感や精神疾患での休暇の状況など教職員の勤務状況に関する質問、新政権の事業仕分け、電子黒板の導入でありますとか、子どもの読書活動推進事業や、若者自立塾の廃止などに関する質問、また、エンジン01オープンカレッジ in こうち開催の総括に関する質問、市民図書館の整備に関する質問、併せて県立図書館の整備に関連する質問がございました。また、市内野球場へのナイター設備の設置に関する質問などでございます。

詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、先月の定例会で説明させていただきましたお手元に配布しております平成21年12月定例市議会提出議案一覧にある補正予算と予算外議案につきましては、18日の経済文教常任委員会におきまして、全会一致で承認されております。

なお、新聞でも報道されておりますが、自由民権記念館の指定管理にかかる議案についてですが、県外企業が選定されましたことに意見が集中しました。地元企業育成の観点からある党からは「維持管理業務などに評価項目が高度で県外企業が有利ではないか」、また、ある党からは「今後の選定は地元優先の考え方を取り入れてほしい」などの意見がございました。

この点につきましては、本会議での質問もございまして、「指定管理を導入する施設ごとに業務内容も考慮し、今後の公募の際には検討していきたい」と総務部長が答弁をいたしております。そういうことで、この指定管理に係る議案につきましても、今後、地元の企業を育成するという観点を取り入れることを検討するというので、全会一致で委員会の承認を受けております。

なお、明日の22日の本会議でも承認される見通しでございます。

以上、報告とさせていただきます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等をお願いします。

西山委員

県内の企業を育成していくということは総意としてあったと思います。おそらく議会の中の議論もあったと思いますが、今回、県外企業のどこが優れていて、県内の企業にはこういう点を見習ってもらいたいということがあれば、県内企業を育成することにつながるのだと思います。その点をきちっとしていただけたらありがたいなと思います。

ただ、何となくそれで決まった、点数だけで選んだということじゃなくて、こういう点が優れているので、次回は県内企業にも見習ってほしいという点がありましたらお願いいたします。

舛田教育次長

おっしゃるとおりでございます。今回の審査のやり方が内部の要綱に基づいて審査員6名でやったんですけど、点数しか公表しないという扱いになっておりまして、議員さんの方からもうどういう所が良かったのかわからないというような指摘もございました。そういうことで、今後こういう所が良かったとかいう部分は、メッセージとして出していくといたしますか、そういうことの改善の余地はあるのかなと思います。

今のところ公になっているのは、点数しかありませんので、私も委員として入っておりましたので少し申し上げますと、研修体制とかですね、そういうのが県外のほうが優れておったと感じました。例えば、抜き打ちで派遣をしている従業員に対して、電話で応対とか、そういうものを調べるわけですね。それで自分たちの送っている従業員がきちんと応対ができているかというのを客観的に見て、それで悪い結果がくると従業員を集め、しっかり研修をしていくというような提案がありました。ほかには、自由民権記念館の入館者増に対するいろんなノウハウについても少し良かったという部分があったように感じました。

溝渕委員

公募は何件あったのですか。

舛田教育次長

7件です。6件が県内で、残りの1社も市内に一応営業所があるのですがけれども、本社が市内にはありませんでした。

澤田委員長

ほかにございませんか。

ほかにはないので、以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

開会 午後5時20分